



## 第4回評議員会が開催されました

於 県教職員互助組合会館

2023年3月8日（水）に、第4回評議員会が開催されました。

会の冒頭、寄井田会長から、「マニュアル・実務手引書の追録が各所属に届いたと思う。また、データ版のCDも各地区へお渡しできた。その他のことについても、当初の事業計画を概ね完了できそうである。今回の評議員会では来年度の事業計画について最終的な案をお示しする。コロナ禍による各種の制限は徐々に緩和されていくと思うが、以前のように心置きなくとまではいかないだろう。ただ、これまでいろいろな会が中止に追い込まれたりしながらも、各地区協議会の協力のもと、運営を進めてこられた。来年度も協力を得ながら事業をしっかりと進めていく。ご協力をお願いしたい。」とのあいさつが行われました。

協議においては、今年度事業経過や会計の決算見込の報告、来年度の事業計画案・予算案の説明、役員改選の状況、2023年8月10日（木）に互助組合会館大会議室で開催予定の学校事務現状報告会についてなど、数多くの項目について、話し合うことができました。

決算見込・予算案に対する質問・意見は出されませんでした。来年度の会費が1,600円となることについて、現状報告会レポーターが始良伊佐・大島となっており、旅費補助が大きくなるのが要因のひとつであることをご説明しました。

最後に質疑応答の一部をご紹介します。

Q 検討委員は継続してもらった方が良いとは思いますが、地区の実情によっては1年で交代しても構わないか？

A 続けてもらえば良いがムリは言えない。地区の実状に合わせて対応してもらえば。

Q ホームページの会員ページのパスワードについて、会員から問い合わせがあったが、どこを見ればよいか分からず即座に対応できなかった。年度当初の県事協だよりにもパスワードを掲載してはどうか？

A 年度初めの評議員会で紹介はさせてもらっている。一応9月に発行した県事協だよりでも、設立年度であることを周知してはいる。セキュリティという観点から、パスワードそのものを不特定多数の目に触れるところには公開できないと考えている。周知の方法についてはもっと良い方法がないか考えたい。

ご参加くださった評議員の皆様、お忙しい中ありがとうございました。

大変慌ただしい時期が参ります。元気に乗り切れるよう、会員の皆様くれぐれもご自愛ください。そして、来年度も県事協をよってたかって盛り上げてくださいますようお願い申し上げます。

## 諸手当認定マニュアル等についてのお願い

2月末～3月初旬にかけて、お手元に諸手当認定マニュアルと実務手引書の加除修正分が届いたと思いますが、差し替え作業はお済みでしょうか。もし、まだの方がいらっしゃいましたら、年度をまたぐ前に済ませてくださいますようお願いいたします。

また、地区から配布されたものや公用分（学校配当予算で購入したもの）については、学校保管となります。異動になって、新任校で「持って来てしまった等」とならないようお気をつけください。

一方で、新任校に赴任してみたら認定マニュアル等が「元々から配置されていない」という場合があります。その際は、各地区の県事協評議員へご相談ください。よろしくお願いたします。

## 活動経過及び予定

- 1月13日 理事会・第3回常任委員会
- 2月8日 県事協データ版地区発送
- 2月下旬 県事協マニュアル等追録発送
- 3月8日 理事会・第4回評議員会
- 4月14日 理事会
- 5月12日 理事会・第1回評議員会

## 第17次県費事務改善検討委員会の報告です

第17次県費事務改善検討委員会において県事協版「諸手当認定・電算マニュアル」「学校事務の実務手引書」「福利厚生団体様式記入例」「『出産・育児』ハンドブック」の更新を行いました。県費事務改善検討委員・常任委員の皆様には、職場の業務をかかえながらも、内容の検討・更新作業に携わっていただきました。

また、県教育委員会教職員課・総務福利課をはじめ、県教職員福祉事業連絡会の各団体におかれても、業務御多用の中、点検や情報提供をしていただきました。私たち学校事務職員が業務を適切に行うために、多大な御協力をいただきました関係の皆様には、厚く御礼を申し上げます。

編集にあたっては、制度や様式の改正に対応するとともに、会員の皆様から提供いただいた情報をもとに検討し、内容の充実を図りました。認定事務や福利厚生の手続きに、給与事務にあたっての確認や学習に、お近くに置いて御活用いただければ幸いです。「『出産・育児』ハンドブック」は、学校事務職員だけではなく、教職員の皆様にもお役立ていただける内容となっています。あわせて御活用いただければ幸いです。

更新されたデータは、各地区へ配布した「2022県事協データ版CD」に掲載されています。加えて、県事協ホームページにも順次掲載していきます。

なお、内容現在は編集時点(2022年11月30日)のものであり、それ以降の条例や様式等の改正には対応しておりません。最新の情報と照らし合わせながら御利用ください。

各編とも多くの会員に御利用いただいております。今後の更新にも数多くの情報を寄せていただきました。次年度も引き続き検討を重ね、県事協の目的である「県下の学校事務職員が等しく情報を共有・享受し、広域的に連携する」ことに寄与できればと考えています。

お気づきの点や、地区研修会等における質疑応答、日常業務の中であった事例などの情報を、各地区の評議員または次年度の県費事務改善検討委員へお寄せください。会員の皆様の御意見をもとに、学校現場の要望や実態に即した改善が図れるよう、更に充実を期してまいります。

### 来年度の県費事務改善検討委員会に向けて

上記の第17次報告でも触れていますが、例年、5月の第1回評議員会で、県事協マニュアル等に掲載する質疑応答の収集について案内しています。現場から出された質疑に教育事務所が文書等で回答したもののうち、広く県下で活用できる情報を掲載する予定です。

各地区で収集していただいた質疑応答を、県費事務改善検討委員が検討委員会に持ち寄って、掲載に向けての検討を行っていきます。各地区で収集の依頼があった際は、評議員・県費事務改善検討委員へのご協力をお願いいたします。

### 鹿児島市学校事務研究会より今年度も資料提供していただきました

～「学校事務の実務手引書」はお役立ち情報満載です～

鹿児島市学校事務研究会(以下、「研究会」)から「学校事務の実務手引書」を昨年度に引き続き提供いただきました。職員が採用されたとき・結婚したとき等、いろいろなケースごとに、県費事務と福利厚生関係事務がまとめられています。提供していただいたデータは5月頃に、県事協HP(会員ページの各地区研修会資料)に掲載予定です。ぜひご覧ください。

研究会ではこのほか「市費事務の手引」等、日々の業務に役立つ資料を作成しています。

#### 編集後記

年度末を迎えて、各学校で36協定の話が出ている頃ではないでしょうか。36協定は労働者を時間外・休日労働に従事させるために、締結しておくことを労働基準法36条に規定されているもので、私たち学校事務職員も協定の対象であることはご存知のことと思います。36協定は労働者の過半数で組織する労働組合、それが無い場合には労働者の過半数代表者と使用者が締結するものとなっているので、過半数で組織する労働組合の無い学校では、全県費教職員の中から過半数代表者を選出することになります。

このような法的な決まり事を踏まえ、所定の手続きを踏みながら、過半数代表者に選出されました。私(当事者だからという理由ではなく)。その後、校長先生と協定届を取り交わし、晴れて来年度も本校では超過勤務等を命ずることが可能となりました。

労使間で協定を締結するという行為に触れ、自分は労働者なんだなぁということを再認識しつつ、賃金は労働の対価だという、労働者として当たり前の感覚が、うすぼんやりと鈍っている自分を再認識してみたり。様々な要因による物価上昇が賃金上昇に繋がったりそんなニュースも散見される中、自らの労働と賃金に熱い視線を注がねばと心を新たに、出会いと別れの季節前の私です。 國